

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第3回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	令和2年10月12日（月）13:00～14:00
開催場所	シンコースポーツ寒川アリーナ
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員：大西委員、長谷川委員、山根委員、長田委員 滝本委員、小川原委員、吉村委員、 齊藤委員、内山委員、稲葉委員、藤岡委員、山村委員、 中野委員、高橋委員、尾辻氏(井上委員代理) ・ オブザーバー：【湘南東部圏域ナビゲーションセンター】田中氏 【相談支援事業所ゆいっと】佐藤氏 ・ 事務局：【障がい福祉課】亀山福祉部長、中澤福祉課長、 千野副主幹、袴田主査、天野主任主事、 浅香主任主事、塩原精神保健福祉士 【生活相談室すまいる】内藤氏 【相談支援事業所ゆいっと】齋藤氏、田中氏 【さむかわ基幹相談支援センター】山田氏、田中氏 ・ 欠席：兼崎委員、生活相談室すまいる安田氏 ・ 傍聴者：1名
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 議 題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議事録承認委員について・・・【次第裏面】 (2) 関係要綱の改正について・・・【資料1-1～1-4】 (3) 関係機関からの情報提供 (4) 相談支援事業所からの報告・・・【資料2】 (5) 寒川町障がい者福祉計画について・・・【資料3、4】 (6) 障害者差別解消支援地域協議会について (7) その他・・・【資料5】 3. 閉 会
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 事務局：皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第3回目の寒川町地域自立支援協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。まだコロナ禍という中で皆さんに十分にご安心いただいて会議の方に参加していただくよう、こちらでも取り組んでおりますのでどうぞよろ

しくお願いいたします。今日はやはりコロナ禍ということなので、時間の短縮にもご協力いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

事務局：時間が限られておりますので次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。内山会長よろしくお願い致します。

会 長：皆さんこんにちは。本日もお集まりいただきましてありがとうございます。本日も会議は1時間程度ということで限られておりますので早速議事の方を始めたいと思っております。よろしく申し上げます。その前に資料の確認と本協議会の出欠の確認、報告の方をお願いいたします。

事務局：今回コロナ感染予防の為、1時間程度で議事を進めたいと思っておりますのでご協力よろしくをお願いいたします。この協議会の場でどうしてもという意見がありましたら挙手をお願いしたいと思っておりますが、それ以外の質問については本日お配りした当日資料の意見用紙の中に書いていただき、後日意見をまとめさせていただきたいと思っております。そうしましたら資料の確認をさせていただきたいと思っております。

(会議資料の確認)

出欠状況について、兼崎委員、オブザーバーの安田氏から欠席の連絡をいただいております。また保健所井上課長の代理出席として尾辻様に出席いただいております。

会 長：委員1名が欠席ということなので、16人中15名の出席となりますので、寒川町地域自立支援協議会設置要綱第6条の通り委員の過半数を超える為、本協議会は成立いたします。よってこれより議事を開き、協議会を進めてまいります。

本協議会の傍聴希望者の有無の報告をお願いいたします。

事務局：傍聴希望者が1名いらっしゃいます

会 長：傍聴希望者が1名いらっしゃるという事ですが、委員の皆様、入室していただいておりますでしょうか。

(委員一同異議なし) 傍聴者入室。

2. 議 題

(1) 議事録承認委員について【次第裏面】

事務局：次第裏面の委員名簿の順番より、毎回2名ずつお願いさせていただいております。第3回の協議会では、山根委員、長田委員の順番となります。後日、協議会の議事録を送らせていただきますので、内容に問題がないか確認をお願いしたいと思います。

会 長：山根委員、長田委員、よろしいでしょうか。

(山根委員、長田委員、異議なし)

よろしくお願ひいたします。

(2) 関係要綱の改正について【資料 1-1～1-4】

会 長：事務局の方から報告お願ひいたします。

事務局：本年の 10 月 1 日からの要綱改正、新規要綱の制定につきまして、ご説明させていただきます。まず、地域自立支援協議会の設置要綱の変更についてです。資料 1-1 の、1 番後ろのページの新旧対照表に基づいて、ご説明をさせていただきます。まずこの要綱の設置の趣旨ですが、総合支援法の中で自立支援協議会の設置をしなければならないというものがあり、そちらの理由に変更をさせていただいております。また事務局について、今年 10 月 1 日から設置された、基幹相談支援センターと町の福祉課が担当する形に変更しております。資料 1-2 になりますが、こちら最後のページにある、新旧対照表に基づいて説明させていただきます。第 4 条の第 3 項(2)「地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する事」の部分で、「地域の相談支援体制の強化に関する事」に変更させていただいております。また、先程説明いたしました自立支援協議会の設置要綱の、趣旨を変更した関係で、第 6 条に記載されていた自立支援協議会に関する部分を、削除しております。続いて資料 1-3 になります。こちらは新たに設けさせていただいた要綱となっており、地域生活支援拠点に関する必要事項等を定めさせていただいております。主な内容としましては、まず寒川町が行う地域生活支援拠点の機能ということで、第 3 条の 5 つの項目の機能について設定をしています。詳細についてはまたお時間あるときにご覧いただければと思います。続いて資料 1-4 ですが、こちら新たに設けた要綱となっており、障害者基幹相談支援センター事業実施要項となります。こちらは 10 月 1 日から設置させていただいている基幹相談支援センターについての細かい要綱となっております。事業の内容について、第 3 条に 7 項目を記載しております。以上、4 つの資料につきまして、参考までにお示しさせていただきました。

会 長：何か今の説明の方で質問等ありますでしょうか。

事務局：要綱の説明としては以上なのですが、寒川町の基幹相談支援センターが新たに設置されたところで、今回から事務局として、本協議会に参加をさせていただいております。今後の運営につきましても、福祉課と共同で行っていく形となりますので、基幹相談支援センターの方から一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

(基幹相談支援センター挨拶)

会 長：はい。ありがとうございます。基幹相談支援センターにつきましては先ほど説明ありましたが、今後も事務局として本協議会にご出席していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

(3) 関係機関からの情報提供

事務局：今回関係機関からの情報提供はないと伺っていますが、前回の協議会における質疑の中で関係機関に関する質問内容がありましたので資料の順番が前後してしましますが、【資料5】を用意していただきまして中央児童相談所、ゆいっと、すまいるから順番に説明をお願いしたいと思っております。また、それ以外の質問に関してはお読み取りいただければと思います。

会 長：議題(2)の関係機関からの情報提供というところで質疑、ご意見ありましたので、中央児童相談所からご説明お願いいたします。

中央児童相談所：資料5のご質問についてお答えしたいと思います。前回第2回の自立支援協議会の中で情報提供という形で親御さんがコロナに罹患した場合の、お子さんの保護についてお話したかと思いますが、それ自体は県の記者会見で「障害ではないお子さんについては3つの施設で受け入れをします」と、すでに発表しています。今回のご質問のところの障害のあるお子さんも預かってくれるのですかという件についてですが、まず入り方としては前回と同じで、親御さんがコロナの陽性になると基本的にお子さんも濃厚接触者ということでPCR検査をしていただくこととなります。PCR検査で陰性の場合に児童相談所としては保護のご相談を受け、陽性だったら医療機関だと思えますので、保護者の方が陽性でお子さんが陰性の場合で、特に親族等を含めても、なかなか見ていただく方がいない場合は、ご相談を受けることとなります。この場合、保健所も絡んでいるので保健所からもご連絡があると思いますが、その陰性というところで児童相談所にご相談をいただければ障害のあるお子さんについては、その時点で受け入れをする施設を調整するということとなります。障害のないお子さんのように今の時期でどこの施設で受けますとはなっていないので、受け入れ可能な施設を調整していくこととなります。これはこちらとしてのお願いということになりますが、そういう可能性は誰にでもあると思うのですが、例えばお子さんを支援する上での関わり方、こういう風にやったら良いよという注意点だったり、特性だったり、例えばアレルギーがあるとかどのお薬を飲んでいるなど対応の留意点を、実際に預かるようになったら聞き取らせていただきますが、慌ただしかったり、その時点で保護者の方も陽性なわけですからなかなか落

ち着いて聞き取りは難しいかもしれないので、できればそういうところも書いて準備しておくとか書面とかもあるとこちらもお子さんのことが分かりやすいですし、慌てないで特性も理解できるかなと思います。ちなみにここに書いてある「ゆうかり園」というところですが、今、ゆうかり園が持っていました療育の部分だけが総合療育相談センターの療育課というところで継続はしています。以前のゆうかり園の入所部門と同様の施設は県内にはございません。以上です。

会長：ゆいっとから 8050 問題の話がありました。対処方法で、どういう方法がいっぱいあるのか教えてほしい。重症心身障害の方からは、どういった相談があるのか教えてほしいという質疑、ご意見がありました。そうしましたらゆいっと、すまいるからご回答の方をお願いしたいと思いますが、ゆいっとからお願いしてよろしいですか。

ゆいっと：まず 8050 の方から話をさせていただきたいと思います。いっぱいあるのかということでは 10 件ほどうちのケースでございます。当然ですけど世帯ごとで相談の中身、支援すべきところが各々違いますのでこれと比べて 8050 問題に対して全てを網羅する支援があるのかということなかなかそうではないというのが正直なところではあります。支援としては例えば 50 代のご本人さんたちの困り感や今の生活状況を聞きつつ、親御さんに対しても同様に親御さんとしてなにが困っているのかまずはそういったところをきちんと聞き取りながら整理をして、世帯の中で言えばお互いが譲り合って出来そうなところを見つけるとかその一つがご本人さんたちにとって障害福祉サービスになろうかと思いますが、それは本当にケースバイケースです。なかなか親御さんたちに対しても世帯収入のこともあって介護保険を使ってしまうとお金がないという話もあってそういったところでは経済的な支援のご相談、必要なところにご両親を繋げていくということはケースによってはやらせていただいているところではあります。即効性のあるものはございませんので、こういった世帯に関しては逐一とは言わないですけども定期的にご様子伺いながらその場その場をうまく支援してなんとか継続的に支えていくということで対処させていただいています。

続いて重症心身障害の方からはどういった相談があるのか教えてほしいということですが、うちには登録としては 2 名の方がいらっしゃいます。両方とも児童期の方です。年齢差もかなり激しいので、低年

齢の方と高校生の方になります。高校生の方に関しては進路で、本来であれば養護学校の進路担当とも話をしていくのですが、皆さまご承知かと思いますが、この寒川だけでなく、茅ヶ崎、寒川、藤沢といったエリアでは、重心の方たちの短期入所や通所先は人口比から見ても少ない地域柄で、通所するといっても遠方の通所になってしまいます。そういったところからなかなか選択肢が広がらず、他市になってしまうとどうしてもご家族が送迎を負担せざるを得ない、そういったところで何か良い方法はないかということで学校やご家族の方から相談があります。もう1ケースに関しては、まだご本人が就学前の児童で、多くの医療的ケアが入っている方です。サービスはある程度整っていますが、一つの大きな課題・テーマにされているのが、緊急時の対応です。その為の連携システムをどうしていくかといったことの相談が児童の方ではメインになります。また、このコロナ禍で言えば、オンライン診療というものが、その方には上手く利用できたため、何か緊急で体調が悪くなったということがあれば、そういったオンラインを活用してドクターの方に相談できたということは、このコロナ禍でできた成果かなと思います。

会長：はい。ありがとうございます。続きまして、すまいるからよろしくお願ひします。

すまいる：まず8050についてですが、ケースによってという答えになってしまいますが、現在すまいるでも50代の当事者の方で、80代の認知症を疑われる親御さんと一緒に暮らしている方がいらっしゃいます。関係性で課題がある方なので、地域包括支援センターにご相談させていただきながら、支援をおこなっております。次に重症心身障害の方からどういったご相談があるかについてですが、今回配付されている相談支援事業所の報告で、すまいるの6月の者を見ていただくと、1件計上されており、こちらは別の相談支援事業所から引き継いだケースの面談をさせていただいた形となっています。その他、現在すまいるでは8名ほど重症心身障害の方の相談を受けていますが、サービス等利用計画に入っている方が多く、そちらのモニタリング面談などで聞き取りをさせていただいているケースが多いです。今回コロナのことがあったので、4・5月辺りに、通所先の事業所に、通常通りに通えないという状況にある方も何人かいらっしゃったのですが、ご家族で対応していただけたケースも多く、緊急で調整が必要なケースは、今回はありませんでした。ご家族と一緒にいらっしゃるというところで通っている通所先の事業所と、ご本人の状態についてやりとりさせて

いただくという形で状況を確認していました。そのほかに、どういったご相談があるかというところでは、身体機能維持の為にリハビリを受けたいというようなご相談など、なかなか福祉サービスには該当せず、医療の方にご相談させていただいて情報収集しながら家族とやりとりさせていただいている状況です。

会長：今のお三方の説明の方で何かご質問等ありますでしょうか。

委員：中央児童相談所に伺います。お子さんが陰性だった場合にどこかの事業所をお願いするわけですが、その預け先というのは余裕があるのでしょうか。神奈川県を預かる預け先の状況が分からないので教えていただきたいのですが。

中央児童相談所：実際に障害を持っているお子さんの保護は発生していません。仮に預かるとなると、施設の短期入所のベッドを使ってということではなく、元々利用されている方とは別のエリアで預かるということになり、その為の体制を組む形になるので、通常短期やレスパイトとはまた別の視点でやるということになります。障害のないお子さんを預かる場所が3か所あるのですが、それについてもそのスタッフが見るのではなく、仮に預かるお子さんが発生した場合は、そのお子さんを支援するチームを、県内の児童相談所の職員が体制を組んでやるということになるので、通常とは別に考えていくということになります。

会長：その他何かご質問ありますでしょうか。質問等ないようでしたら次の議題の方に移りたいと思います。

(4) 相談支援事業所からの報告【資料2】

会長：すまいるから順番に説明をお願いします。

すまいる：前回8月の協議会後の報告をさせていただきます。数字の方はご覧になっていただいている通りですが、障害の方の相談内容については、福祉サービスの利用については、8月9月と多くなっております。種別では精神障がいの方が多くなっているという状況で、8月の後半から新規のご相談が入ってきています。8月が4件、9月が3件で、相談の内容は様々ですが、退院に向けての相談や、入院されていた方以外にも、福祉サービスを初めて利用するため、ご本人の聞き取りを病院でおこない、今後サービスの利用に繋げていく形となるケースも何件かあります。また、直接すぐにサービスの調整が必要ということではありませんが、精神障がいを抱えているご家族の方で、家族会の情報を知りたいというようなご相談内容もございました。10月にかけても新規のご相談が何件か続いている状況で、サービス利用は全員が必

要な状況ではありませんが、それぞれ内容が違っていることもあり、限られた人数で支障のないように対応させていただくことが課題となっています。

会長：続いて、ゆいっとからご報告お願いいたします。

ゆいっと：すまいる同様、数字の方はご覧いただければと思います。8月の21日以降から現在までの報告で言うと、ゆいっとの方も前回協議会以降、新規の方はかなり増えており、まだ面接までたどり着いていない方を含めると、成人で8件、児童で3件、1か月半くらいの間に11件の新規相談が入っているという状況です。成人の方は、概ね半数以上の方が精神の手帳をお持ちの方です。児童の方も、1名が不登校の相談で、もう2名に関しては児童発達支援事業の利用に向けての相談になっています。幼児期の相談は増えてきており、むしろ中高生が少ないというのがゆいっとの特徴の1つではないかと思います。数字で申し上げれば一番上の障害種別の「その他」の部分は、成人で9件、児童で3件ということで、手帳をお持ちでない方の相談も継続的に入ってきているのも特徴かと思います。また、地域移行については、病院からだけでなく、児相の高橋さんとも協働して、児童入所からの移行という形で進めているケースもあります。

会長：はい。ありがとうございます。ただいまのお二方からの説明について何かご質問等ありますでしょうか。ないようでしたら次の議題の方に移らせていただきたいと思います。

(5) 寒川町障がい者福祉計画について【資料3、4】

会長：事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは資料3ですが、こちらは前回の会議でもお示しさせていただきましたが、障害の種別に偏りが若干あった為、自立支援協議会の委員にご協力いただき追加でアンケートを実施いたしました。青字で記載させていただいた箇所が追加のご意見となります。これらの意見を踏まえ、課題及び次期計画時での対応すべき施策をまとめましたので再度資料として出させていただきます。続きまして資料4に移らせていただきます。資料4、赤字の部分が修正箇所となります。時間の関係もありますので予定していた説明も少し削らせていただいて主な修正点のみお伝えさせていただきたいと思います。資料4、7ページから13ページ、現計画で新規のサービス量を見込んだ箇所などについて掲載がない部分がありましたので追加をして整理いたしました。続きまして14ページの計画の達成状況の検証及び評価についてホームページに公表する旨を新たに記載いたしました。と言いますのも第2

章に関連してきますが、委員の皆様にご協力をいただき、施策に対する評価をしていただいた進捗管理シートの内容について、現計画の中で結果等を載せていましたが、新規計画では省かせていただきたいと考えております。しかしながら評価いただいた内容はしっかりとお示ししていきたいと考え、ホームページでの公表という案にさせていただきました。尚、計画上に記載しない理由といたしましては、現計画では実施結果を○や△で表記していますが、以前この表記について○や△となった評価理由についても記載するようにとご意見いただいたのですが、評価理由を付すと現計画でもすでに14ページを使用している評価のページがさらに増加してしまうこと、第4章で新たな計画における施策の展開を謳う時にこの施策の評価を踏まえた内容となっていることなどから他市町の計画も確認してみたのですが、計画に施策の評価まで記載している市町はありませんでしたのでホームページでの公表という案にさせていただきました。続きまして第2章についてですが、17ページから19ページと21ページについては令和2年4月1日現在の数値に変更してあります。20ページについては総合計画と整合性をとった人口の推計値をもとに令和5年度の障がい者数の見込みを出してあります。22ページについては第1章で説明させていただいた通り、各施策の評価等を省かせていただいております。また実施状況から見た今後の課題については内部での検討がまだまとまっていない為、現計画のまま記載させていただいております。次回に新しい計画の内容をお示しできればと思いますのでよろしくお願いいたします。次に第3章26ページからになります。こちらについて変更点はございません。第4章に入ります。32ページの施策の体系については、前回お示しさせていただいた内容となっており、今回の変更はありません。第4章34ページ施策の展開についてですが、まず赤字のところを修正しています。35ページなどにある赤の□のマークについては一部言葉を入れ替えたり、カットした部分にこのマークをつけております。というのも今回ページ上の配置など出来上がりのイメージが浮かぶように、見え消しをしていないのでそのような箇所が確認できるようにマークをつけさせていただいております。それでは各施策についてですが、1～7までの7つの施策ともに進捗管理シートの内容や昨年度末に実施した障がい者福祉計画見直しのアンケート調査、また今回いただいた福祉団体からのアンケート調査、国の指針などを加味して案を作成しました。しかしながらまだ施策の方向など検討しきれていない部分もあり、また具体的な施策についても福祉課だけで取り

組めるものではなく、担当課への確認もこれからとなりますので現状での事務局案ということになります。また、委員の皆様からいただくご意見も含めてパブリックコメントの案を作り上げていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは各施策の現状の案についてですが、34ページ(1)の啓発・相互理解の促進では、現状と課題に障がい者のアンケート結果について触れさせていただき、継続した啓発活動について引き続き推進していくといたしました。37ページ(2)の生活支援についてもアンケートについて触れております。この施策では具体的な施策として新たな項目が加わっておりますので、施策の方向についても新たな追加項目に関する文章をもう少し加えていきたいと考えております。尚、前回の会議でご意見をいただいた41ページの「アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする」という項目の2行目「活用した」という表記についてですが、この表記については治療の一部であり、「活用」という表記で問題ないのではないかというご意見も別の委員からいただき、また再度指針も確認いたしました。同様の「活用」という表記になっておりましたので現行の案では当初の案のままの記載させていただいております。続きまして、42ページ生活環境についてはアンケート調査でも災害時における不安の声も多く届いておりましたのでマイタイムラインの活用も含めてもう少し検討を加えていきたいと考えております。45ページ教育・育成では家族への支援について追加で記載しております。47ページ保健・医療については進捗管理シートの評価においてすべての施策で継続となっております。文言の整理だけとなっております。49ページ雇用・就労については進捗管理シートの評価においても重点化となっております。官公需における受注拡大の取り組みにおいても施策の方向に記載させていただきました。51ページ情報・コミュニケーションについても進捗管理シートの評価において重点化となっております。コミュニケーション手段の確保に関する記載を施策の方向に追加いたしました。次に第5章ですが、5章は指針により市町で設定するよう謳われている取り組みの目標値や実績に基づく各サービスの見込値を記載した章になります。資料の55ページから59ページについては今回の指針に基づく数値に変更しております。一部、9月末までの実績を組み込ませなければならない部分もあり、まだ空欄となっておりますので正確な内容は次回お示しさせていただくことになります。資料の60ページから83ページについては、障がい福祉サービスの種類と見込量を記載しております。60ページの計画と実績について

ての部分でも記載させていただいておりますが、令和2年度分にあたっては、見込値を掲載していく形となっております。具体的には4月から9月の半年分の数値で令和2年度の見込値を出しますので現段階ではまだ数値が定まっていない為、今回は令和2年度の欄は基本的には空欄となっております。その為、今回の資料は前回の会議でお出しした6月までの実績でおおよその方向性を出し、仮置きしたものになります。ですので、こちらについても正確な内容は次回の会議でお伝えさせていただくこととなります。資料の84ページから96ページについては地域生活支援事業の見込値を定めたページになります。こちらについても84ページの計画と実績について記載させていただいておりますが、令和2年度分については4月から9月までの件数の合計を記載することになっておりますので、基本的には令和2年度のところは空欄となっております。その為こちらについても正確な内容は次回の会議でお伝えさせていただくこととなります。駆け足となりましたが説明は以上となります。

会 長：はい。ありがとうございます。

一つよろしいでしょうか。この寒川町障がい者福祉計画の今後のタイムスケジュール的には次回の会議で完成ということになりますか。

事務局：はい。パブリックコメントを12月中旬から1月中旬に実施したいと考えております。ですので、パブリックコメントの案としましては次回の会議で完成させてパブリックコメントが終わった後にいただいたものを踏まえ、整えたうえで、3月の完成に向けて動いていく流れになります。追加で2月の会議の時にはパブリックコメントを直した案を提示できるかと思えます。以上です。

会 長：その他何かご質問ありますでしょうか。

委 員：45ページの教育・育成のところの町の児童発達支援事業所の専門性と支援の強化を取り入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。身近な場所でこういう療育を提供するには、ひまわり教室はとても重要だと思うので取り入れていただきたいと思えます。

事務局：寒川町内の児童発達支援事業については、寒川町直営のひまわり教室のほか、今年に入って、もう1箇所児童発達支援事業所が開設しています。町外にある児童発達支援事業所も含めて、専門性や人材育成などに対して、町として施策として展開していくべきものと考えておりますが、これは福祉課だけではなく、子育て支援課とも調整しながら必要事項を検討していく形になりますので、次回の11月の協議会において、両課で調整したうえで、形にしてお示しできればと考えてお

ります。

委員：よろしく申し上げます。

(6) 障害者差別解消支援地域協議会について

会長：事務局の方から説明をお願いします。

事務局：こちらからは口頭で2点ご報告をさせていただきます。まず1点目ですが、10月8日（木）に寒川町役場の新採用職員を対象に、差別解消法や合理的配慮に基づいた職員対応などについて、福祉課から研修を行いました。もう1点、図書館の企画展示についてですが、前回の自立支援協議会において、案として提示させていただいた通り、11月14日（土）から12月9日（水）の間で展示を行う方向で、図書館と打ち合わせをしています。ご報告させていただきたいことは以上です。

(7) その他【資料5】

会長：何か皆さんからご意見等、ございますでしょうか。

委員：最初の方で基幹相談支援センターの紹介がありましたが、パンフレットはありますか。あればいただきたいなと思うのですが。

基幹相談支援センター：ご質問ありがとうございます。今の時点ではまだできていないのですが、作成したいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

会長：その他何かありますでしょうか。

事務局：基幹相談支援センターの開設に伴い、10月1日の広報さむかわに、連絡先や住所を掲載させていただいております。後の細かいところは追って進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長：何かその他でご意見等ありますでしょうか。

事務局：次回の協議会の日程についてお話をさせていただきたいと思っております。次回の協議会は令和2年11月13日（金）13：00から、体育館の多目的室での開催となります。また、本日当日資料としてお配りした質疑、意見用紙についてですが、こちらは今週の金曜日、10月16日（金）までに事務局あてに提出をお願いします。提出の方法はFaxやメールなど皆さんのご都合の良い方法をお願いします。メールにつきましてはこちらの用紙の様式にとらわれずに、本文にベタ打ちで構いませんので、どこの議題に関する質問なのか分かるようお願いしたいと思います。以上です。

会長：以上をもちましてすべての議事が終了いたしました。委員の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。それではこの会議の閉会の言葉を稲葉副会長の方からお願いいたします。

	<p>副会長：10月1日から、赤い羽根年末助け合い共同募金運動がスタートいたしました。今年度は共同募金委員会から、密にならないように活動するよう通達があったほか、別の事業所からも、夕方のラッシュ時は避けるように要望がありました。そのため例年では作業所、団体の皆様方からご協力いただきまして、街頭での募金活動をさせていただいておりましたが、今年度については社協の職員のみで、小規模な活動とさせていただきます。スーパーの方は、サンワだけでの活動となりましたが、とても皆さん温かくて、募金をいただきました。ありがとうございます。また来月会議がございますが、12月3日～9日が障がい者週間となっております。今年度は、積極的なイベントがなかなか開催できない状況ではありますが、委員の皆様もぜひ、頭の中に入れていただき、啓発にご協力いただければと考えております。本日は短い時間でしたが、議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございます。個別の意見については、配布された質疑意見用紙にて個別にいただければと思います。それでは以上をもちまして、令和2年度第3回寒川町自立支援協議会を閉会とさせていただきます。010き0ま0す0。0本0日はあ0りがとうございました。</p>		
<p>公開又は非公開の別</p>	<p>公開</p>	<p>非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）</p>	
<p>議事の経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開会のあいさつ ・傍聴者の確認 ・議事録承認委員の確認 ・関係要綱の改正について ・基幹相談支援センターについて ・関係機関からの情報提供 ・第2回寒川町地域自立支援協議会における質疑・意見について ・相談支援事業所からの報告 ・寒川町障がい者福祉計画について ・障害者差別解消支援地域協議会について 		
<p>配付資料</p>	<p>資料1-1：寒川町地域自立支援協議会設置要領 資料1-2：寒川町相談支援事業実施要綱 資料1-3：寒川町地域生活支援拠点等整備事業実施要綱 資料1-4：寒川町障害者基幹相談支援センター事業実施要綱 資料2：相談支援事業報告集計 資料3：福祉団体へのアンケート結果からの主な課題について 資料4：寒川町障がい者福祉計画（案） 資料5：令和2年度第2回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表</p>		

議事録承認委員及び
議事録確定年月日

山根信子委員、長田澄代委員（令和3年4月16日確定）